

# 被災された方のための 生活支援情報

第 78 号

平成 29 年 8 月 30 日

仙台市健康福祉局被災者生活支援室

TEL 214-8559 FAX 214-5130

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

## 市営住宅入居者募集

- ◆申し込み受付＝9月6日(水)～9月16日(土)
  - ◆「入居募集のご案内」は9月6日から以下の場所で配布します
  - ◆配布場所＝市役所国分町分庁舎2階仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅管理事務所
  - ◆申し込み方法＝入居を希望する住戸1戸を選び、「入居募集のご案内」に添付の申込書を専用封筒で9月16日までに郵送(今回の募集は住宅困窮度を反映したポイント方式により、評価点の高い順に入居者を決定します)
  - ◆入居可能日＝平成30年1月22日(予定)
  - ◆申し込み方法、募集団地、住戸タイプ、家賃、入居資格などについて詳しくは、「入居募集のご案内」をご覧ください
- ※配偶者等からの暴力被害者の方の申し込み条件等については、お問い合わせください

**問い合わせ** 仙台市建設公社募集課 ☎214-3604

## 個人版私的整理ガイドラインのご案内 (東北財務局)

東日本大震災により被害を受けられた皆様へお知らせです。ガイドラインを利用することにより、震災前からの住宅ローンなどが免除されます。※債務の免除には、一定の要件を満たす必要があります

○利用するメリットとして

(1) 生活再建に必要な資産(上限500万円・義援金等)は手元に残せます

(2) 弁護士などの登録専門家が手続きをサポートします。また、国の補助により弁護士費用はかかりません

(3) 債務整理したことは個人情報として登録されません

詳しい内容は、下記にお問い合わせください

**問い合わせ** 一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会コールセンター ☎0120-380-883

宮城支部 ☎022-212-3025 (平日9:00～17:00)

## 仙台フィル定期演奏会に被災された方をご招待します

- ◆対象＝東日本大震災で半壊以上の被害を受けた方各公演30人(先着)※1人年度内1回限り、1公演につき1世帯3人まで(未就学児は入場不可)

◆会場＝日立システムズホール仙台

期日	開演時間	指揮者
9/15(金)	19:00～	小泉 和裕
9/16(土)	15:00～	
10/27(金)	19:00～	パスカル・ヴェロ
10/28(土)	15:00～	
11/17(金)	19:00～	飯守泰次郎
11/18(土)	15:00～	

**申し込み** 往復はがきに代表者の住所・氏名・電話番号、参加者全員(はがき1枚につき3人まで)の氏名(学生は学校名と学年も)、希望の公演日、り災証明書の証明番号、世帯主の氏名、被害の程度(全壊・大規模半壊・半壊)を記入して郵送。各公演定員になり次第受け付け終了

**問い合わせ** 仙台フィルハーモニー管弦楽団「復興パートナーシート」係

〒980-0012 仙台市青葉区錦町 1-3-9

☎225-3934

詳しくは仙台フィルホームページ

<https://www.sendaiphil.jp/> をご覧ください

※裏面にもお知らせがあります

### 市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261-1111(代)	太白区役所 ☎247-1111(代)
青葉区役所 ☎225-7211(代)	泉区役所 ☎372-3111(代)
宮城野区役所 ☎291-2111(代)	宮城総合支所 ☎392-2111(代)
若林区役所 ☎282-1111(代)	秋保総合支所 ☎399-2111(代)

### 仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

### 仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

## 「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率 8% 引上げ(平成 26 年 4 月 1 日)以降に、住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜 100 万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当(最大約 90 万円: 建築・購入の場合)の給付が受けられる制度です。※被災時に住宅を所有していなかった場合、賃貸住宅にお住まいだった場合、消費税率 5% で建築・購入、あるいは補修を行った場合は対象になりませんのでご注意ください

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を行います。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

- ◆日時=9月16日(土)10:00~16:00
- ◆会場=太白区中央市民センター「たいはくくる」3階 大会議室(太白区長町5丁目3-2)

**問い合わせ** 住まいの復興給付金事務局  
☎0120・250・460(平日9:00~17:00)

## 平成 29 年度各種保育料の特例減免

東日本大震災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた方は、平成 29 年度各種保育料の特例減免を受けられる場合があります。

◆減免対象保育料=①保育所・認定こども園(保育利用)・保育ママ・小規模保育事業・事業所内保育事業の通常保育料、公立保育所の延長保育料 ②私立保育所・認定こども園(保育利用)・保育ママ・小規模保育事業・事業所内保育事業の延長保育料、一時預かり利用料、休日保育利用料 ③せんだい保育室の保育料 ④幼稚園保育室の保育料

◆要件等について詳しくはお問い合わせください

**問い合わせ** ①区役所家庭健康課(☎は下欄)、②~④各施設へ

## エル・ソーラ仙台 女性相談

震災後の夫婦関係、家族、子育て、DV、生き方、人間関係、こころの問題などのさまざまな相談に女性相談員が応じます。

◆電話相談=毎週月・水~土曜日 9:00~15:30  
電話相談専用☎224・8702

◆面接相談=毎週月~土曜日※火曜日:夜間面接あり(要予約、託児あり)

**申し込み・問い合わせ** エル・ソーラ仙台 相談支援

係☎268・8302 月・水~土曜日 9:00~17:00  
火曜日 9:00~21:00 ※いずれも祝日、休館日を除く

## 全国一斉! 法務局休日相談所を開設します

法務局職員、公証人(注 1)、人権擁護委員、弁護士(注 2)、司法書士及び土地家屋調査士が皆様からの相談に応じます。※宮城県内 3 か所で同時開催

◆日時=平成 29 年 10 月 1 日(日)10:00~15:00

◆会場=仙台北法務局本局、仙台北法務局石巻支局、仙台北法務局気仙沼支局

◆内容=相続登記、土地の境界問題(筆界特定)、不動産・会社法人の登記申請、戸籍、供託及び人権に関する相談

◆その他=相談は無料で、秘密は厳守されます。事前の予約も可能です(※予約がなくても相談できますが、予約の方を優先させていただきます)

(注 1)公証人による相談は仙台北法務局の本局、石巻支局での実施となります

(注 2)弁護士による相談は、仙台北法務局の本局及び気仙沼支局のみの実施となります(要事前予約)。なお、相談の予約及び詳細については、問い合わせ先までお願いします

### 問い合わせ

仙台北法務局本局☎022・225・5720

仙台北法務局石巻支局☎0225・22・6188

仙台北法務局気仙沼支局☎0226・22・6692

## 「シングルマザーのためのマネースクール」「障がい児と暮らすママのためのライフプラン」

子どものために何を残すのか。今のうちから考えで準備しておくことは何かについて考えます。

◆日時=10月5日(木)9:30~11:30

◆会場=エル・ソーラ仙台(アエル 29 階)

◆参加費=無料

◆対象=仙台市内にお住まいの母子家庭のお母さん、寡婦の方及び離婚を考えている子育て中の女性

◆定員=20 名

◆託児=6ヶ月~未就学児(無料・要申込・先着順)

託児の申し込み締切=9月27日(水)

**申し込み** 9月6日(水)午前9時より電話にて受付(電話番号は下記問い合わせに記載)

**問い合わせ** 仙台市母子家庭相談支援センター

☎212・4322 〒980-6128 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル 29F

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市健康福祉局被災者生活支援室☎214・8559 までご連絡ください。